

新型コロナウイルス関連情報（4月8日）

【領事窓口の業務日及び受付時間の変更について】

◎在ニューヨーク日本国総領事館では、3月31日（火）より当面の間、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を更に短縮しています。

なお、4月10日（金）は休館日となっておりますのでご注意ください。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10：30－13：00（査証申請受付：12：00－13：00）

3 電話受付

月曜日－金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がございましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。NY市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対

応が日本語で記載されています)

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは、完全予約制を導入し、付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また、一部の病院では電話診察、オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし、当地の医療事情については、日々状況が変化しますので、皆様ご自身で病院やクリニックのHPや直接電話するなどして、ご確認くださいようお願いします。

◎NY市の呼びかけ：Face Coverings（外出時に鼻と口を覆うこと）について

ニューヨーク市は、従来から病気の方に対して外出する際にマスクを着用することを勧めていましたが、今般、新型コロナウイルスに感染していても自覚症状がないというような人が感染を広げている可能性もあるとして、感染予防の観点から、ニューヨーク市民に対して、健康な人であっても外出時には紙や布で鼻と口を覆い、他者とは一定の距離（約2m）を保つよう呼びかけています。

鼻と口を覆うものは、マスクだけに限らず、紙、スカーフやバンダナでも良いとしており、洗えるものは毎日洗濯をし、乾いたものを使用することを案内しています。なお、医療関係者が使用する医療用マスクについては医療資材が不足していることから、使用を控えるよう協力を呼びかけています。

（英語サイト）<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/covid-19-face-covering-faq.pdf>

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ

- ・本4月8日にクオモNY州知事が発信したメッセージの一部は以下の通りです。
- 本日は良い知らせと悪い知らせがある。良い知らせとしては、NY PAUSE と Social Distancing の効果が表れており、3日間平均の新規入院者数は533名と平たん化している。病院間の医療器具の融通もうまくいき、新たな入院患者数がこのまま減少していけば、今後数週間で医療システムは安定する可能性がある。
- 悪い知らせとしては、昨日は今まで最大の779名が亡くなった。入院が長引く患者が増えるほど、この数字は上昇していくであろう。だからこそ、私たちはウイルスに弱い方々を守る必要がある。また、ER で働いている人は、毎日危険に晒されながら人を助けている。したがって、この状況を悪化させないためにも、皆さんには責任ある行動をとってほしい。
- 今回の経験を経て、私たちは元に戻るわけではない。懸命に行動し、New Normal を達成するのである。私たちが学ぶことが多い。コロナウイルスは世界的に流行し世界が小さいことを示した。テクノロジーの活用方法についても学んだ。また、なぜ貧しい人たちの方が多くの対価を支払わなければいけないのか、考えなくてはならない。

- 様々な政策も実施する。失業者に対して、追加で600ドルを支払うようにする。また、給付を受けられる期間をさらに13週間延長する。併せて、6月23日(火)の予備選挙も州民全員が不在者投票を実施できるようにする。
- 新型コロナウイルスで亡くなった方々への弔意を示し半旗を掲げるものとする。

◎ (NY市) デブラシオ市長のメッセージ

- ・本4月8日にデブラシオNY市長が発信したメッセージの一部は以下の通りです。
- 状況は少しずつ改善している。4月5日(日)時点では、1日あたり200台から300台の人工呼吸器が必要との見立てであったが、実際は100台未満の使用で推移している。市内には現在5500台が配備されており今週は乗り切られる余裕がある。
- 改善しているとはいえ、数日間で終わりを迎えることはない。油断することなく引き続きSocial Distancingを取ることが重要であることには変わらない。
- 人種によって死者数が異なっている。暫定的な数字であるが、死者の割合はヒスパニック34%(人口の割合29%)、アフリカ系28%(同22%)、白人27%(同32%)、アジア系7%(同14%)となっている。ヒスパニックの割合が高いのは、言語の問題(例:スペイン語で情報が提供されていない)、移民ステータスの問題等によると思われる。今後は14の言語での発信をするなどより適切な情報発信を実施する。

(NY市サイト) <https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/covid-19-deaths-race-ethnicity-04082020-1.pdf>

- チャック・シューマー連邦上院議員とCOVID-19 “Heroes Fund”の設立について話した。これは必要不可欠な業種で働く労働者の給与を25000ドル引き上げるとともに、ヘルスケアワーカーとして採用された労働者に15000ドルの一時金の支給を行うものである。

◎ (NJ州) マーフィー州知事の会見のポイント

- ・本4月8日、マーフィーNJ州知事は会見にて、新型コロナウイルスの感染者数は引き続き拡大しており、感染者数の増加の勢いがピークに達し安定している状態にはない、特に昨日の死者数は過去最高であったとし、ソーシャル・ディスタンスをさらに強化するため、新たな行政命令を発出する旨、発表しました((1)及び(2)については4月10日(金)発効予定)。行政命令の概要は以下のとおりです。

(1) 必要不可欠でない施設等の建設事業は4月10日午後8時以降、停止。

(2) スーパー等の生活必需品を販売する店舗(essential retail stores)に関するガイドライン

- 店舗内に入店している顧客数を常に、各店舗で認められている収容人数の50%以下にとどめること。
- 顧客及び従業員は鼻と口を覆うものを身につけること(must wear face coverings)。

- 感染リスクが高い人のみが利用できる時間を設けること。
- 顧客と従業員（レジや袋つめ係など）の間に、接触を抑えるためにバリア（仕切りなど）となるものを設けることが効果的な場所には設置すること。

※ (1) 及び (2) の詳細については、下記リンクをご確認ください。

<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/general-public/what-are-the-impacts-of-the-pending-executive-order-on-construction-closures-and-additional-social-distancing-guidelines-for-businesses>

・本4月8日、マーフィーNJ州知事は、NJ州の予備選を6月2日から7月7日に延期することを発表しました。

◎ (PA州)

・本4月8日、ウォルフPA州知事は、州内の医療機関や製造・販売業者が保有する個人防護具（PPE）や医薬品などを州当局が回収して必要な医療機関等に配分するための行政命令を発表しました。医療機関や製造・販売業者が5日以内にPPEや医薬品などの在庫量を報告し、その後も情報を更新することなどを定めるもので、即時に発効し当面の間有効となっています。本行政命令の詳細は以下のページから確認できます。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-signs-order-to-provide-targeted-distribution-of-covid-19-ppe-and-supplies-to-hospitals/>

・ウォルフ知事はまた、郡ごとの感染者数、ベッド数や人工呼吸器数とその使用状況などを公開したサイト“Hospital Preparedness Dashboard”を発表しました。下記のページから確認できます。

PC 向 け :
<https://www.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/85054b06472e4208b02285b8557f24cf>

モバイル 向 け :
<https://www.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/00bd7d163117479c84da5405f25e2cdb>

◎ (WV州) 感染拡大防止のための行政命令の適用拡大

- ・本4月8日、ジャスティスWV州知事は、WV州のマリオン郡にて、新型コロナウイルスの感染が拡大していることを受け、バークレー郡、ジェファーソン郡、モーガン郡、モナンゲリア郡、ハリソン郡及びカナウワ郡において発効している感染拡大防止のための行政命令を、マリオン郡に対しても適用する旨発表しました。行政命令の概要は以下のとおりです。
- 集団での行動の際は、他の人と6フィート（約1.8メートル）離れ、かつ5人以下の活動とする。
 - すべてのビジネスにおける従業員は可能な限り最大限、在宅勤務を行う。

(注) 各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎中小企業支援関連情報

・各州等の中小企業支援に関する情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【感染、予防等に関する情報】

1 4月8日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 149,316名(138,863名)、死者数 6,268名(5,489名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 81,803名(76,876名)、死者数 4,571名(4,009名)

NY市の内訳(判明分)

クイーンズ区： 26,248名(24,840名)

ブルックリン区： 22,082名(20,879名)

マンハッタン区： 11,504名(11,012名)

ブロンクス区： 16,626名(15,348名)

スタテン島区： 5,343名(4,797名)

ウエストチェスター郡： 15,887名(14,804名)、死者数 343名(304名)

ナッソー郡： 18,548名(16,610名)、死者数 701名(620名)

サフォーク郡： 15,844名(14,517名)、死者数 328名(266名)

○ニュージャージー州：感染者数 47,437名(44,416名)、死者数 1,504名(1,232名)

○ペンシルベニア州：感染者数 16,239名(14,559名)、死者数 309名(240名)

○デラウェア州：感染者数 1,116名(928名)、死者数 16名(16名)

- ウエストバージニア州：感染者数 483名（ 412名），死者数 4名（ 4名）
- コネチカット州フェアフィールド郡： 感染者数 4,136名（4,136名），死者数 132名（132名）
- プエルトリコ： 感染者数 620名（ 573名），死者数 24名（ 23名）
- バージン諸島： 感染者数 45名（ 43名），死者数1名（ 1名）

2 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置、各州等HP（ホットライン）及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。新型コロナウイルス関連情報：<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

3 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしく申し上げます。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、（212）888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館
[299 Park Avenue](http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
